

緑の少年団活動推進事業実施要領

1 趣 旨

緑の少年団の育成強化を図るため、緑の少年団の新規結成及び緑の少年団の装備充実、活動等に要する経費を支援します。

2 助成対象団体

助成の対象団体は静岡県内の「緑の少年団」とする。

新規に緑の少年団を結成しようとするときは、緑の少年団結成届け（様式は任意）に緑の少年団の概要（様式1の附）を添え、公益財団法人静岡県グリーンバンク（以下「グリーンバンク」という。）理事長に提出するものとする。

3 助成の対象となる活動の内容

緑の少年団が行う下記の1)及び2)の活動とする。

1) 地域緑化活動

少年団の所在する地域において行う樹木の植栽や手入れ、花壇づくりなどの「森林整備や緑化推進にかかる学習活動や奉仕活動」

- ①学校内や地域の公園、街路、公民館等公共施設での樹木植栽や花壇づくり、除草、消毒、樹木の手入れ作業
- ②地域の植樹祭、育樹祭へ参加して行う植樹や樹木の手入れ活動
- ③学校林における植樹、下刈り、枝打ち、間伐、林内清掃、歩道整備等の活動
- ④森林愛護のためのパトロール活動、樹木名板の設置や取替え、緑の募金活動など

2) 育成・強化活動

緑の少年団交流集会参加やレクレーション活動などの「緑の少年団の育成・強化に資する活動」

4 助成対象経費及び助成額

助成対象経費及び助成額（限度額）は「別表」のとおりとする。

5 助成金の交付の申請

この事業による助成を希望する緑の少年団は、次の書類をグリーンバンクに提出するものとする。なお、交付申請額は千円単位とする。

また、少年団の責任において、当年度の4月1日から事業を実施できるものとし、助成金の交付の申請において、実施済の事業についても交付の対象として申請できるものとする。

なお、助成申請書を審査した結果、実施済の事業が交付金の対象とならない場合があっても異議を申し立てないこと。

1) 提出書類 各1部

- ① 緑の少年団活動推進事業助成金交付申請書（様式1）
- ② 緑の少年団の概要（様式1の附）
- ③ 活動の計画表（様式2）

- ④ 支出の計画表（様式3）
- 2）提出期限：別に定める日まで

6 交付の決定及び通知

グリーンバンクは、5により提出された助成申請書の内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で助成額を決定し申請少年団に通知する。

なお、助成金の申請総額が予算額を超える場合は、申請額から減額して助成額を交付決定する場合がある。

7 助成金交付の条件

グリーンバンク理事長は交付の決定において、助成金の交付に関する条件を付すことができる。

助成金交付の決定を受けた少年団の代表者は、助成対象となる活動を中止、又は廃止しようとする場合には、あらかじめグリーンバンク理事長の承認を受けるものとする。

8 実績の報告

助成金交付の決定を受けた少年団の代表者は、助成対象の活動完了後、次の書類等をグリーンバンクに提出するものとする。

1）提出書類 各1部

- ① 緑の少年団活動推進事業実績報告書（様式4）
- ② 活動の実績表（様式5）
- ③ 支出の実績表（様式6）
- ④ 活動成果の整理表（様式7）
- ⑤ 活動の状況写真（緑の募金の「のぼり旗」を掲載した写真ほか）

2）提出期限

活動完了の日から15日以内、又は助成金の交付の決定のあった日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

なお、止むを得ず3月10日以降にも活動を行う場合は、「活動の実績表」にはその活動計画を記載するものとする。

但し、助成金にかかる購入等は3月10日までに完了させるものとする。

3）領収書等の適切な保管

「支出に関する領収書等」については、実績の報告において提出する必要はないが、整理の上適切に保管するものとする。なお、必要に応じ提出を求める場合がある。

9 助成金の額の確定

グリーンバンクは、8により提出された実績報告書等の内容を確認し、本要領等において助成対象として認められる経費について助成金額を確定（千円単位）し、申請少年団に通知する。

なお、実績報告において助成対象と認められない経費がある場合は、助成決定額を減額して助成額を確定する場合がある。

10 助成金の交付

助成金の交付は次によるものとする。

- 1) 少年団は、6に規定する助成金額の決定の通知を受領後、10日以内に請求書（前払い）を提出できる（様式8）。
- 2) 請求書（実績払）は、8に規定する実績の報告とあわせて提出するものとする（様式9）。

11 緑の少年団交流集会参加交通費

「別表」に規定する限度額以内で実績に基づく実費を交付する。

- ・少年団は、緑の少年団交流集会終了後、10日以内に請求書（実績払）と交通費計算書（様式任意）を提出する（様式9）。

附 則

この要綱は、平成2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

「別表」 【緑の少年団活動推進事業】

1 助成の対象となる経費

| 科 目 | 区 分 | 摘 要 |
|-----------------------------------|--|--|
| 新規結成団装備費 ※新規結成団に限る | 表示用品費 行動用品費 野営用具費 育林用具費 測量用具費 | 団旗、スカーフ、帽子、ワッペン等 トランシーバー、双眼鏡、磁石等 テント、炊飯用具等 スコップ、鎌、なた、のこぎり等 巻き尺等 |
| 少年団活動費 1) 地域緑化活動 2) 育成・強化活動 | 苗木代 指導者謝金 借上げ料 保険料 消耗品費 装備補充費 | 外部の講師・指導者 施設使用料、車両等 傷害保険、ボランティア保険等 鎌、なた、のこぎり、救急薬品、熱中症防止品等 注：「装備補充費」は、新規結成団装備費の「摘要」欄に記載の装備の補充に限る。 |
| 3) 緑の少年団交流集会交通費 | 交通費 | 少年団員、引率者の交通費 ※バス借上げ料、引率者車両燃料費など |

※ 新規結成団の場合、原則として、「団旗」「スカーフ」を購入するものとする。

※ 助成金の対象となる経費の摘要等の考え方については「緑の募金による助成金交付事業の細部取扱い」を参照のこと

2 助成の限度額

助成額は、次のとおりとする。

| 科 目 | 助成額 | 摘要 |
|-----------------------------------|-----------|----|
| 新規結成団装備費 | 10万円（限度） | |
| 少年団活動費 1) 地域緑化活動 2) 育成・強化活動 | 5万円（限度） | |
| 3) 緑の少年団交流集会交通費 | 5万円/回（限度） | 実費 |

3 緑の少年団活動の情報発信

この事業は緑の募金を活用していることから、活動に当たっては「緑の募金の幟」を設置するとともに、自らも情報発信に努めること。また、グリーンバンクからの要請に応じて、グリーンバンクだより、緑の募金だより等用の被写体の了解が得られた写真データを提出すること。